

政令第七十六号

株式会社産業再生機構法第四十五条第一項の政令で定める割合を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第四十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法第四十五条第一項の政令で定める割合は、百分の百・四八とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

株式会社産業再生機構の解散に伴い、株主に分配することができる残余財産の額の限度を算出するために株式の払込金額の総額に乗ずる割合を定める必要があるからである。